

令和元年度 第3回大田区障がい者施策推進会議 議事要旨

日 時：令和2年2月14日（金）13時30分～15時30分

場 所：ふれあいはすぬま

出席者：荒木委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、木嶋委員、小堀委員、佐藤委員、志村委員、菅沼委員、砂岡委員、曾我委員、田中委員、長尾委員、堀江委員、宮田委員、山根委員（五十音順）

ゲストスピーカー：大田区聴覚障害者協会 一色会長

1 開会

2 福祉部長挨拶

3 議題

（1）令和元年度大田区障がい者実態調査の概要について

障害福祉課長が「資料1 令和元年度大田区障がい者実態調査の結果について」に基づき説明。

（砂岡委員） 調査方法について、今回より郵送に加えインターネットによる回答も可能とあるが、その回答状況をお聞きしたい。

（障害福祉課長） インターネットによる回答は、全体で319件であった。全回答者の1割強である。

（砂岡委員） 回答方法が増えれば回収率が上がるのではと考えるが、前回よりも下がっている。次回調査までに回収率が下がった原因も分析されたい。

もう一つ、ヘルプカードの認知度が非常に上がっていることは好ましいが、本当はもっと高くないといけない。今後、認知度をさらに高める工夫をお願いしたい。

（川崎委員） 「今後のサービス利用意向」に関する設問で、「わからない」との回答が多い。「わからない」と回答した方々が、サービス利用につながっておらず、一番困っているのではないか。相談先となる、さぼーとぴあ（障がい者総合サポートセンター）を知らない人が多いこともサービス利用につながらない要因の一つと考える。

ある精神障がい当事者が、さぼーとぴあに電話したところ、保健所に連絡するよう案内された。ところが、保健所に連絡してもなかなかつながらず、結局、相談できないというケースを聞いている。さぼーとぴあで保健所に連絡する等の対応をしていただけると、相談支援体制が強化されると思う。

（宮田委員） 調査の対象者について、18歳以上調査4,500件、18歳未満調査1,500件が無作為抽出されたとのことだが、それは全体の何割なのか。また、前回も今回も同じ方が調査対象となっている可能性はあるか。

（障害福祉課長） 今後のサービス利用意向の設問で「わからない」との回答が多いことについては、前回調査時も一番多い傾向であった。必要なサービスへ繋

げることが今後の課題と認識している。丁寧な相談支援、周知啓発に取り組んでいく。

調査対象については、無作為抽出のため前回と今回で同じ方に調査票が届いている可能性はある。総数が少ない障がい種別に関しては重複する可能性が高まる。

年齢の抽出割合については、すぐにはわかりかねるが、年代で偏らないよう抽出している。

(石渡会長) 別の自治体では、実態調査回答者の3分の2が65歳以上という結果であった。高齢者の実態調査になってしまうことのないよう、調査対象の抽出をしていただきたい。

(障がい者総合サポートセンター次長) 先ほどの川崎委員のお話については、わかりやすく、お一人お一人に寄り添った対応を、受託事業者と連携をとりながら、今後、進めていく。

ヘルプカードについては、障がい者総合サポートセンターが自立支援協議会の事務局となり、普及啓発を進めている。こちらの認知度について、18歳以上は前回調査時25.7%であったところ今回は41.3%、そして18歳未満に至っては63.9%が76.5%と非常に上がっている。今後も、より一層の周知を進める。

(志村委員) 公募区民であるが、大田区自立支援協議会の防災安心部会の部長をしている。

ヘルプカードというツールを作っていくことは、とても具体的で成果も出やすいが、一般の区民の方に知っていただくのが大事なミッションである。さぼーとぴあの認知度も含めて他部局に向けてのアピールに力を込めてやっていただきたい。ヘルプカードの認知度の向上については、区報への掲載が効果的であった。

地域で暮らしていくと様々な窓口がある。どう整理していくかは部局を超えた連携となる。

(2) 次期おおた障がい施策推進プランの策定について

障害福祉課長が「資料2 次期おおた障がい施策推進プランの策定について」及び「資料3 次期おおた障がい施策推進プラン策定スケジュール(予定)」に基づき説明。

(志村委員) パブリックコメントの段階で何かを言っても変わらないと感じてしまう。もう少し早いタイミングで区民の声を聞くような場所を作るのは困難か。

(障害福祉課長) ある程度、骨子を固めた上でパブリックコメントを実施したい。皆様の議論をいただきながら骨子がまとまるのが、この時期かと考えている。

(志村委員) プランの基礎資料が障がい者実態調査だけのように見えてしまう。この推進会議には各団体の代表が委員として出ているが、障がい者団体に加入していない方は地域に大勢いらっしやると思う。当事者が意見を出せる場面はなかなかないので、何か工夫ができるといい。

(石渡会長) 志村委員のご意見をお聞きして、プランを作る時に、アンケート、

区民説明会、パブリックコメントの他に、当事者団体等へのヒアリングをやる自治体が多い。

当事者本人の声は、当事者家族とは違うところが多分にある。生の声から行政が気づく機会は本当に多いと思う。来年度のことなので事務局が動ける範囲でそういった場の設定を検討いただきたい。

(3) その他

障害福祉課長が「当日資料 大田区令和2年度予算(案)の概要」に基づき説明。

(川崎委員) 人材確保型の奨学金のところ、区の指定する資格の中に精神保健福祉士を入れていただきたい。「等」に入るのかもしれないが明記していただきたい。

(福祉支援調整担当課長) この人材確保型特別減免制度については、各事業所からのご要望を受け制度を検討してきた経緯がある。対象について精神保健福祉士も入れて検討している。公認心理師も入っている。

(砂岡委員) 予算で福祉費が1,552億円とあるが、このうち障がい者関係の予算はどの程度を占めるのか。

(障害福祉サービス推進担当課長) 令和元年度予算の障害福祉費は福祉費全体の25%である。令和2年度予算についても割合にそれほどの変動はないので参考とされたい。

(志村委員) 福祉人材センターの設置とあるが、これはどのようなものか。

また、成年後見制度利用促進中核機関とはどのようなものか説明いただきたい。市民後見人の養成も考えているか。

防災について、自立支援協議会の安全部会で、福祉避難所の協定を結んでいる施設にアンケートを実施した。バッテリーを購入している施設もあった。そのような実態もご報告するので確認いただきたい。地域とつながり、地域に期待される福祉避難所を作っていけるようつなげていただきたい。

(福祉管理課長) 福祉人材センターについて、福祉人材の確保と質の充実を図るため、区が主体となって設けることを計画している。今後、有識者懇談会等を通じて、どのような機能が必要かを検討していく。

(福祉部副参事(地域福祉推進担当)) 成年後見制度利用促進中核機関の設置について、区では、平成29年3月に大田区地域福祉計画を策定し、その中に成年後見制度利用促進計画を盛り込んでいる。それに伴い、関係機関の地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくための中核機関の設置を4月に予定している。

具体的には、どういった支援が必要か、職員が悩むようなケースを集め、弁護士、司法書士、社会福祉士にご意見を頂戴し、多角的な視点で支援の内容を検討し、速やかな支援につなげる会議を定期的で開催していく。また、成年後見制度の周知・啓発を継続的に行い、親族後見人の支援、市民後見人の育成支援等を主眼に進めていく。

市民後見人に関しては、毎年度、社会福祉協議会と連携して募集をかけ、講

習を行う等、育成については継続的に行っている。

人工呼吸器外部バッテリー充電用発電機に関して、在宅人工呼吸器使用者は、災害による停電等で命に関わる危険があり、区の4地域福祉課において、発電機をそれぞれ1台ずつ配備している。今回の台風19号の被害等を踏まえ、発電機と貸し出し用の蓄電器を配備することとした。

(障がい者総合サポートセンター次長) 災害時の要配慮者への支援ということで、台風19号の際、障がい者総合サポートセンターはバリアフリーの整った避難所として開設した。今後、災害関係の備品などを購入し、更に受入れ態勢を整える。

また、福祉避難所の整備について、現在、全庁的に検討を行っているところである。各福祉避難所とも連携し、より安心・安全な福祉避難所の運営を行っていく。

(福祉管理課長) 地域でつながることが重要であるというご意見をいただいた。ハード面の整備は予算化しているが、実際に福祉避難所が機能するためには、それを動かす仕組みが重要だと考えている。配備されたものをどのように活用するか、地域、事業者の皆様とどのように連携していくか、今後、検討を進めていく。

(志村委員) 人工呼吸器を利用されている方のバッテリーの話があったが、その方は避難支援計画を作っていたようだ。知的障がい者にも避難支援計画を作っていただきたい。サービス利用計画の中に組み入れる仕組みを考えていただきたい。

(山根委員) 大田区自立支援協議会の活動を報告する。第1回障がい者施策推進会議でご報告したとおり、本年度は、切れ目のない協議会運営と前年度から引き継いだ地域課題を整理し、専門部会の再編を行った。これまでの5部会から3部会体制となり、新たにワーキンググループという活動も始めた。ワーキンググループは、地域の課題を具体的に協議する場である専門部会と連動する関係性の中、実行力を発揮し活動している。課題解決の道筋を具体化することを目的に、今年度は7つのワーキンググループがアクションを起こした。

次に、障がい者施策推進会議に向けた今年度の協議会の意見について、ご報告する。相談、地域生活、防災・安心の各専門部会は、おおた障がい施策推進プランの三つの基本目標とそれぞれ関連性を持つことを役割として確認した。各部会の活動の中で意見交換の時間を作ることで、初年度はプランを身近な計画として協議会全体で共有することから始めた。

今年度の協議会の活動から、プランに沿って取り組んだこと、検討したことを4点ご紹介する。

1点目は、基本目標1-3、居住の場の確保・充実である。グループホームのご近所とのおつき合いは、地域理解という点で大事なことであり、課題にもなるという点が話された。地元説明会の席上で、大田区職員が福祉施策の説明をし、地域力推進の取組みから自治会や町会との橋渡しをしていただくことができれば、事業者も心強いという意見が出された。

2点目は、同じく、4、サービスの質の確保・向上について、利用希望者とサービス提供事業者のマッチングのために、行政窓口での的確な情報提供が必要になる。現在、窓口でいただく事業所リストを、利用者の視点で工夫できないか検討し、窓口の担当者と情報交換を行った。

3点目は、基本目標2-1、相談支援の充実について、相談体制の充実では、一般的な相談の担い手をより明確にすることの討議をし、地域共生社会の視点から、地域包括支援センターとの連携が必要になること、現在の委託相談支援事業の機能を充実することなどの改善策をまとめた。

また、ケアマネジメント能力の向上では、障害福祉サービスと介護保険サービスとのスムーズな移行のために、ケアマネージャーと相談支援専門員の研修機会をより充実することを進めていただくとともに、ワーキンググループでは、ケアマネージャーが活用できるリーフレットの作成に取り組んだ。

最後は、基本目標3-1、災害時相互支援体制の整備についてである。昨年、台風15号、19号を経験して、プランの取組みに水防対策の視点も加える必要があると感じた。協議会でも、台風の時には、いかに自助の意識を持ち判断するかがとても大切だという意見が多くあった。部会では、総合防災訓練に参加し、大地震・風水害のときの避難の違いや、ヘルプカードの使い方を説明させていただいた。

防災の知識が持てるような啓発活動が重要である。その取組みとして、マイタイムライン講座を防災危機管理課の協力を得て開催できた。マイタイムライン講座を含めた3回の公開勉強会は、いずれの企画もプランの目指す「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくる」という基本理念とも視点が重なっており、地域へ発信することで、協議会以外の場でも計画の推進に向けた動きに関心を持つ方を少しずつ増やし、裾野を広げていく効果があるのではないかと思う。

次期計画の策定に向けては、施策の推進を踏まえ、地域で抱えている障がい福祉の課題について、ネットワークを活用し、さまざまな立場からともに考えながら、引き続き、協議会として着実に取り組んでまいりたい。

障害福祉課長が「(仮称)大田区手話言語及び障がい者の意思疎通に関する条例の制定」について説明。

ゲストスピーカーとして、大田区聴覚障害者協会の一色会長が会議に参画。

(一色氏) 手話について、お話をさせていただく。

私は生まれつき聴覚障がいを持っており声を使って話すことはない。聞こえる方は音声でお話をされるが、私は手でお話をする。手話言語は、音声言語と平等の言語である。

聴覚障がい者には、難聴、途中で聞こえなくなった方、それから高齢によって耳が遠くなった方など、いろいろな方がいる。

手話を使う人は、手だけでなく、顔の表情など、いろいろなものも使ってコミュニケーションをしている。社会参加にあたっては、手話に関する理解が必

要であり、その理解促進のため条例が必要と考えている。

ろう者には、いろいろな壁がある。大変苦しい思いもしてきた。社会の障壁をなくすため、例えば生活の面などで手話を使用することを認めてほしいと思っている。聞こえる、聞こえないに関わらず、皆さんで手話を広めていただくために、ご理解をいただきたい。

また、手話が使え環境を整備する必要がある。自立した生活が営まれるように、地域社会で手話を認めてもらえるようにしていただきたい。

手話だけでなく、筆談、指点字、拡大文字など、他の手段もある。意思疎通ができることがとても大切である。

見ただけではわからないので、いろいろな限界がある。例えば、買い物に行った時、バーゲンなど割引の案内があったとしても、聞こえない。

また、病院や救急車などの関係でも、連絡ができず不便なことがたくさんある。理解を深めていただいて、お互いにコミュニケーションがとれることを求めている。

生活の上で、いろいろなところに障壁がある。幅広く社会参加できるよう、ぜひこの条例を作っていただきたい。

(石渡会長) 手話言語条例等に幾つか関わっているが、聴覚障がいの方がおっしゃるのは、自分たちはろう学校に行き、口話を教えられ、手話を使うことを禁じられた。その時の屈辱的な思いが、この条例を作る大きな力になった、とよくお聞きする。一色会長も大田区でそういう動きを進めていただきたいという説明だった。

時間が限られていたにもかかわらず、委員の皆様からたくさんのご意見をいただいた。

(障害福祉課長) 条例の考え方について皆さんから多様なご意見を頂戴し、重く受け止めさせていただいている。本日、改めて皆様から直接ご意見をお聞きしたく、この場を設けさせていただいた。

(一色氏) 条例について、十分に話し合った上で決めていきたい。

(小堀委員) 条例案は行政文書としており、他の自治体のものも参考にされていると思うので問題点は感じていない。

興味があるのは、聴覚障がいの患者さんの診察時における対応である。口話を使われる聴覚障がいの方は少ないと思う。ただ、手話は普及していただきたい。手話を勉強する機会も与えてもらいたいので、ぜひとも早く条例を制定していただきたい。

(荒木委員) 社会福祉協議会の手話講習に申し込んで習っていた。応募はがきを出しても落ちましたと返ってくるので、申込者が多い印象を受けている。初級、中級は昼間なので勉強できるが、上級になると夜の講座しかないので、参加できず断念してしまう。勉強できる環境が整備されないと区民には広がらないと感じる。

点字についても習得の機会があればあるほど普及につながると感じる。

意思疎通手段の定義で、手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字とあるが、

肢体不自由の障がい者にとっては、文字カードや、機械で声が出るものもコミュニケーションの一つであり言葉だと認識しているので、入れてもらえるならありがたい。

手話は言葉であると認識しており、条例を制定していただきたい。

(宮田委員) 私どもの会の子供たちは、言葉がなく、車椅子もストレッチャーの方が多く、なかなか意思疎通できないが、最近、視線入力可能な機器により、初めてお子さんの思いを理解できたという場面に遭遇することがあった。

私も手話を理解したいと思っている者の一人である。講習会などの機会を増やしていただければ、手話を理解する人達が増えてくるのではないかと。

(閑製委員) 障がいの特性に応じて、カード、コミュニケーションボード、ピクトグラムなど、コミュニケーション方法も多種多様である。

多様な方々に配慮した情報提供の保証として、きちんと伝わっているかどうかというところを盛り込んでいただきたい。

京都でバリアフリーマットという、小・中・高校生向けと指導者向けに、とてもわかりやすいものが出ている。どのようにコミュニケーションをとるかということや、合理的配慮について考えることを、小学校から考えていくことが始まっているので、ぜひ広めていただきたい。

(田中委員) 手話は言語として位置づけられているという文言について、まさにそのとおりだと思う。耳の不自由な方のお困り感を聞いて手話などが広まればいいと感じた。

知的障がいについても意思疎通が非常に難しい面がある。質問をしても質問をした言葉のまま返してくることもあり、いろいろなパターンでコミュニケーションをする必要がある。意思疎通を周りの方が酌み取ってくれるよう、こういう条例を考えていただき、知的障がい当事者からも自分の意思を言えるように学習しないといけないと感じた。

(川崎委員) コミュニケーションをとる手段はツールではない。相手の立場に立って考える、これは精神障がい者に限らず全ての障がい者にいえることである。目的のところ、この障がい特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関してとあるが、相手の気持ちをしっかり理解することが必要であり、これがベースではないかと感じた。

(木嶋委員) 歯科の立場で言うと、私は聴覚障がいのある方と診療室でコミュニケーションをとる時には、治療上の内容は基本的には筆談できるようにしている。例えば、歯を抜く場合、右か左か上か下かというのを絶対に間違えてはいけない。こちらは手話ができないので、それに関しては筆談でやっていた。

スタッフに少し手話ができる人がいて、手話で患者さんとコミュニケーションをとったところ、患者さんの顔が少し和らいたことがあった。完璧に手話を使いこなすのは難しいかもしれないが、少しでもコミュニケーションをするためのツールとして、こういった条例があって、いろいろ進んでいくことがあればいいと思った。

(福祉部長) 一色会長には本日ご参加いただき感謝申し上げます。皆さんから前向

きなご意見をいただいた。

この条例案については区議会の議決を経る必要がある。オリンピック・パラリンピック前を目標に進めたいと思っており、できれば6月の議会にかけられるよう進めていきたいと思っている。

もっと丁寧に議論をしたほうがいいのか、拙速ではないかというご意見もいただいた。これは真摯に受け止めているところである。もっと早い時期に取りかかり、皆さんのご意見を聞く時間があればと反省しているところではあるが、オリンピック・パラリンピックの前にこの理念的な条例を作ることによって、機運を盛り上げていきたいと思っている。

2月2日に大田区地域福祉計画の推進事業があった。その中で大田区登録手話通訳者会代表にご登壇いただき、手話についてお話しいただいた。私も聴講し、少しずつでも手話の学びを始めるところから意識が変わり始めると感じた。

そういった機会を、この条例ができることによって多く設けていくことができると思う。皆さんからも引き続きご意見をいただく機会が得られると思うので、ご協力をお願いしたい。

(障害福祉課長) 本日いただいたご意見を踏まえ、今後、区民の皆様からもご意見をいただく機会を設けていく。

4 閉会

以上